

令和2年（ネ）第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

原告 岩下和雄 外

被告 長崎県 外

意見書

令和3年6月18日

福岡高等裁判所 第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 魚住昭三 印

頭書事件についての結審に当たり、控訴人らの代理人として意見を述べます。

第1 本意見書の目的

本件訴訟において、控訴人らは、被控訴人らの石木ダム建設事業に関わる各工事により、人格権として構成されるべき自らの平穩に生活する権利を侵害されたことを理由に、各工事の差し止めを求めています。

私は、控訴人らが自分たちの権利・生活を守るために、何故、訴訟という手段を選択したのかということを中心に、次の三つの観点から、意見を述べさせていただきます。

1. 立憲民主主義の観点
2. 地方自治における住民自治・団体自治の観点
3. 将来世代の観点

第2 立憲民主主義の観点

1. 日本国憲法は、近代憲法の原則に則り、権力の濫用を抑制し、「すべて国民は、

個人として尊重される」と個人の尊厳（憲法 13 条）を権力の横暴から守ることを目的として、この憲法が民主主義の原理に基づくものであることを確認しています（憲法前文第 1 項）。

すなわち、日本国憲法がとる民主主義は、多数決で決定することに無限定の価値を認める絶対多数決民主主義ではなく、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）があることを認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）を十全に保障する観点から、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないという立憲民主主義を宣言しているものです。

2. 立憲民主主義の観点からすれば、住民に不利益を課しながらも公共事業が必要とされる場合、当事者として不利益を受ける住民に対しては、起業者から十分な資料に基づき客観的に合理的な説明を求めることができることが保障されなければなりません。その様な手続きを経ない限り、自分の意に反する不利益を負わされてはならないのです。当事者として不利益を受けるべき住民は、起業者から、起業者の主観的に合理的な説明を受ければ足りるとはならないのです。

3. 小活

立憲民主主義の観点から、各工事に対する、控訴人らの被侵害利益、利水、治水に関する具体的な争点についての主張は、既に提出されている準備書面において述べたとおりです。

第3 地方自治における住民自治・団体自治の観点

1. 日本国憲法第 9 3 条 2 項は、「地方公共団体の長、その議会の議員・・・は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定めています。その趣旨は、地方公共団体の住民に対して地方自治の本旨である住民自治・団体自治（憲法第

9 2 条) を保障するために、住民の意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務に反映させるべく、自主行政権の観点から地方公共団体の長に対する選挙権を、自主立法権の観点からその議会の議員に対する選挙権を保障したものです。

この事は、憲法上の地方公共団体である佐世保市においても同様です。

2. 本件の特徴

そもそも、石木ダム事業は、1970年代に、佐世保市の利水確保の目的のために構想されたものです。その利水目的も変遷していきましたが、石木ダム建設事業においては、佐世保市の利水確保という公共的事務のために、佐世保市とは全く関係のない別個の地方公共団体である川棚町石木郷川原の住民13家族約50人が、自らの意思に反してまで、立ち退きを迫られているのです。

佐世保市の利水確保という目的のための石木ダム建設事業は、選挙権を有する佐世保市民により選出された佐世保市議会議員で構成される佐世保市議会で決定され、佐世保市民により選出された佐世保市長が最高責任者として執行しています。ところが、石木ダム建設事業によって直接的に不利益を課されている川原の住民である控訴人等には、佐世保市議会議員、佐世保市長を選出するための選挙権それ自体が認められていないのです。すなわち、住民自治・団体自治の本質的部分である、選挙権それ自体が保障されてはいないのです。

3. 小活

この様に、民主制の根本的過程が保障されていない場合、負担を負うべき住民の利益・権利を守るべき国家機関は、裁判所しかありません。本件控訴人らは、自らの利益・権利の侵害を訴えるための最後の機関である裁判所に頼るしかなかったのです。

第4 将来世代の観点

1. 石木ダム建設事業によって、本件控訴人等は、前世代から伝えられてきた、自らを包む川原の自然や川原の共同体が培ってきた文化という共有財に支えられた平穏な生活を享受すること、そして、それを次世代に伝えていくことが不可能となります。

2. 世界には、重大な物事を決定する場合には、数世代先のことを考えて決定すべきという知恵を有する民族がいるとのこと。石木ダム建設事業においてこそ、この様な知恵が必要なのだと考えます。なぜなら、共有財の最たるものである自らを包む自然環境、自らを培ってきた文化に支えられた平穏な生活の享受の可否という問題は、地球温暖化、環境破壊が進み、社会の持続可能性自体が問題となっている現代社会において、人間的発展の基盤に関わる重要な問題であると考えます。

3. 小活
控訴人らは、数世代先のことを考えて石木ダム建設事業を考えた場合、その守るべき利益の重大性を認識したからこそ、本件訴訟を提起したのです。

第5 まとめ

裁判所におかれては、石木ダム事業に人生をほんろうされている控訴人らが本件訴訟を提起するしかなかったことを理解していただき、判断を下していただきたいと考えます。

以上